

平成 25 年 6 月 28 日

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が、科学に関する重要事項、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の通り課題別委員会の設置を提案します。

記

1. 提案者 大西 隆(会長)

2. 委員会名 日本学術会議の第三者評価機能に関する検討委員会

3. 設置期間 平成 25 年 6 月 28 日（幹事会承認日）から平成 26 年 6 月 27 日

4. 課題の内容

(1) 課題の概要

重要な研究課題や研究施策は、政策評価法に基づいて、各府省による自己評価がなされ、外部の学識経験者の知見の活用も推奨されている。しかし、我が国において、評価者、評価方法・基準が評価される側によって決定されることが多いなど、公正性や透明性に国民から疑問をもたれる可能性がある。従って、研究活動の質の維持・向上に第一義的に責任を有する科学者共同体を代表する機関である日本学術会議が、総合科学技術会議やその他の府省などからの依頼に基づき、学術的水準の高い中立な第三者評価の役割を担うことが考えられる。また、日本学術会議が直接的に評価を実施しなくとも、省庁や資源配分機関における評価者候補を日本学術会議が国内・国外の研究者を含めて推薦することによって、各省庁や各資金配分機関の評価活動を間接的に支援する業務も考えられる。

(2) 審議の必要性と達成すべき結果

①日本学術会議の機能強化としての「依頼に基づく第三者評価機能について」

米国では政府の研究施策や大規模な研究課題あるいは研究施設等の評価については、ナショナル・アカデミーをはじめとして、民間調査研究機関の RAND Corporation や SRI インターナショナルなどが第三者評価を多く実施している。米国では研究施策等の予算が議会にお

いて成立に向けて審議される際に、しばしば各省に対して、要求予算を承認する代わりにナショナル・アカデミーズに研究施策等の評価を委託することを法律で義務付けることが行われている。

我が国においては、重要な研究課題や研究施策は、政策評価法に基づいて、各府省による自己評価がなされ、外部の学識経験者の知見の活用も推奨されている。しかし、我が国において、評価者、評価方法・基準が評価される側によって決定されることが多いなど、公正性や透明性に国民から疑念をもたれる可能性がある。

日本学術会議は内閣総理大臣の所轄の下におかれ、我が国の人文・社会科学、生命科学、理学・工学の全分野の約 84 万人の研究者を内外に代表する機関であり、特定の府省や組織の利害を超越して機能する独立した組織である。総合科学技術会議が科学技術に関する政策形成を直接行う役割を担うのに対し、日本学術会議は総合科学技術会議とともに「車の両輪」として機能し、科学者の視点から中立的に政策提言を行っていくことが求められている。

特に、「科学技術活動の評価などの面で総合科学技術会議と連携し、科学技術政策に寄与するなど期待される役割にこたえる活動を充実させる」（総合科学技術会議『日本学術会議の在り方について』平成 15 年 2 月 26 日）ことが要請されており、実際にこれまでも、日本学術会議では文部科学省科学技術政策研究所が実施した「基本計画の達成効果の評価のための調査」の協力機関として、科学技術基本計画の分析・評価を実施してきた実績がある。そのため、今後も社会からの強い要請があれば、第三者評価を実施していくことが考えられる。

将来、第三者評価の社会的要請の声が高まり、日本学術会議がその一端を担わなければならない場合に、日本学術会議にとって、どのような評価が可能であるかを検討しておく必要がある。

特に日本学術会議の機能強化が求められている昨今において、機能の一つとして、第三者評価機能を具備する際の課題整理や在り方について議論、整理しておくことは重要であると判断される。

さらに、日本学術会議は科学者の代表として科学者の抱える課題を汲み上げ、解決のために努力する機関として位置づけられており、現在の研究関連施策等の研究実施者側への効果や研究環境の現状の調査を行うことで、研究支援施策などの評価を行うことも考えられる。

② 競争的資金制度における研究課題評価の受託や評価者選定の支援

競争的資金制度における研究課題の評価は、各府省や資金配分機関で既に実施されており、資金配分機関のいくつかでは評価者候補のリストを常時保存・蓄積している。しかし、新たな研究資金助成制度が府省で設立された場合や、研究活動への助成を行う民間財団などにおいては、評価者の選出に困難を来す場合や、第三者評価として公平性の高い評価の実施が要求される場合が少なくない。

そのため、日本学術会議では第三者評価として、府省や民間の研究助成組織からの要請に

に基づき、競争的資金の課題評価を実施することが考えられる。また、日本学術会議が直接的に評価を実施しなくとも、各府省や資源配分機関における評価者候補を日本学術会議が国内・国外の研究者を含めて推薦することによって、各資金配分機関の評価活動を間接的に支援する業務も考えられる。

審議の結果、期待される効果として、①日本学術会議の機能強化としての「依頼に基づく第三者評価機能について整備されること」、②競争的資金制度における研究課題評価の受託や評価者選定の支援などが考えられる。

(3) 日本学術会議が過去行った関連する報告等の有無

○対外報告「我が国における研究評価の現状とその在り方について」（平成 20 年（2008 年）2 月 26 日 研究評価の在り方検討委員会）

○提言「我が国の研究評価システムの在り方～研究者を育成・支援する評価システムへの転換～」（平成 24 年（2012 年）10 月 26 日、研究にかかわる「評価システム」の在り方検討委員会）

等

5. 審議の進め方

(1) 課題検討への主体的参加者

本件設置提案が了承された後に、会長から副会長及び各部に対して委員の推薦を依頼する。

(2) 必要な専門分野及び構成委員数

各部会員 2～3 名程度に加え連携会員、計 20 名以内

(3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール

- ①我が国において、評価者、評価方法・基準が評価される側によって決定されることが多いことなどの課題整理と第三者評価の在り方について議論し、整理する。
- ②日本学術会議として第三者的評価を依頼された場合の機能をどのように具備すべきか、日本学術会議の機能強化の一つとしてあるべき姿を議論し、整理する。
- ③既に実施している各府省や資源配分機関等からの依頼に基づく評価者候補推薦に関する機能を充実させるための課題整理と、機能充実について議論し、整理する。